

## 議案第9号

### 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年5月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
鳥取県男女共同参画推進員	<u>1日につき 20,000円</u>	鳥取県男女共同参画推進員	<u>月額 122,000円</u>
略		略	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。